

令和7年度国民健康保険料の料率について

区分	医療分保険料 (国民健康保険加入者の 医療費に充てる分)	支援金分保険料 (後期高齢者医療制度の加入者の 医療費に充てる分)	介護分保険料 (介護サービス費に充てる分) (40歳以上64歳以下の方が対象)
①平等割額 (世帯割額)	<u>33,380</u> 円 (一世帯あたり)	<u>10,330</u> 円 (一世帯あたり)	<u>7,690</u> 円 (一世帯あたり)
②均等割額 (人数割額)	<u>19,830</u> 円 × 加入者数	<u>6,150</u> 円 × 加入者数	<u>5,790</u> 円 × 40歳以上64歳以下の加入者数
③所得割額	各加入者の令和6年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>9.35</u> %	各加入者の令和6年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>2.78</u> %	40歳以上64歳以下の各加入者の令和6年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>2.54</u> %
最高限度額	66万円	26万円	17万円

※世帯の所得割額は、各加入者(介護保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ)ごとに計算した所得割の合計額となります。
 ※基礎控除額とは、住民税の基礎控除額を指します。